② 共同企業体による申込みの場合は、全ての構成員が上記①の実績を有すること。施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公団、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑿ 次に掲げる基準を満たす技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を専任で配置すること。なお、共同企業体の場合は、①については代表者から選定し、②については構成員それぞれが当該工事に専任で配置できること。

① 本工事全般を調整する統括管理技術者

イ 平成20年４月１日から本工事公告日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、人口集中地区（平成27年度国勢調査ＤＩＤ地区）における鉄道近接施工を伴う土木工事において、指導的立場（工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。

ロ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書および資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、統括管理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、監理技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

なお、工期中において設計・施工等の進捗状況に応じて、受発注者間の協議により配置を取りやめることがある。

ニ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は、各構成員について、それぞれ６名を限度とする。

② 工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

イ 下記に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ登録等写し）を添付すること。

【単体及び経常企業体の場合】

・平成20年４月１日から本工事公告日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、人口集中地区（平成27年度国勢調査ＤＩＤ地区）における鉄道近接施工を伴う土木工事の施工実績（担当技術者以上、工期の過半に従事）

【共同企業体の場合】

・すべての構成員で、平成20年４月１日から本工事公告日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、人口集中地区（平成27年度国勢調査ＤＩＤ地区）における鉄道近接施工を伴う土木工事の施工実績（担当技術者以上、工期の過半に従事）

ロ １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者）

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

ハ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

ニ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ホ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからニの条件を満たす技術者を配置することし、一定期間（３か月程度）重複して配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、統括管理技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

ヘ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は、各構成員について、それぞれ６名を限度とする。

ト 契約予定工事１において、大手町地区の工事については上記ロからニの条件を満たす主任技術者又は監理技術者を別途、専任で配置すること。

⒀ 本工事における実施設計業務については、主たる部分を除いて外部への再委託を可とするが、業務開始時に再委託届を提出し、次に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。ただし、再委託者においては専任、非専任は問わない。

イ 実施設計の管理技術者及び照査技術者の設置

・技術士（建設部門もしくは上下水道部門のいずれか）の資格を有している者。またはＲＣＣＭ（土質及び基礎、道路もしくは下水道のいずれか）の資格を有している者。業務内容に応じ、担当の管理技術者等を変更しても構わないが、発注者の許可を得ること。管理技術者と照査技術者は兼任できない。

⒁ 次に掲げる業務の実施にあたり、それぞれの基準を満たす技術者を実施期間に合わせて配置できること。なお、常駐、専任ともに不要である。

① 土質調査　技術士（建設部門）、地質調査技士若しくはＲＣＣＭ（土質及び基礎）の資格を有する主任技術者

② 測量業務　測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する主任技術者

③ その他、業務に応じて関係法令等で定める技術者

⒂ 本工事における施工検討業務の実施にあたり、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。

① 統括管理技術者　⑿①と同じ。⑿①と兼務とし⑿②と兼務不可とする。

② 施工検討業務担当技術者　下記に掲げる基準を満たす施工検討業務担当技術者を当該工事に専任で配置できること。⑿②と兼務不可とする。

イ 土木工事・土木設計に関し５年以上の実務経験を有し、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者）

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

ロ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、施工検討業務担当技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することし、工事の